コメット友の会ニュース　2025. 4.22 発行
コメット友の会　東京都町田市原町田 5-4-19 コメット事務局内　TEL:042-785-4350 FAX:042-785-4282

きらきら通信 No.40

～第２５回総会に寄せて～

山口 平太郎

先ずもって、第 25 回総会が、2025 年 1 月 27 日にコメット会館 5 階のホールにて、第 1 号から第 5 号までの議案が可決され、無事に終了したことを報告申し上げます。

本稿は、第 25 回総会の第 5 号議案 (2025 年度事業計画・収支予算) を補足する目途で記述している背景があるので、次頁の第 25 回総会資料 (簡易版) を先に確認して頂いた上で、お目通しを頂きたくお願い申し上げます。

第 5 号議案 (2025 年度事業計画・収支予算) の協議・審議の折り、担当者からの議案説明の後に議長が出席会員に対して意見や質問を求めたところ、「事業計画が - 特に定めず - となっていて具体的な事業が不明確にも関わらず、収支予算書は - 事業収入・事業費支出 - に具体的な予算金額が明記されている。いかがなものか？」との意見が発せられました。今回の総会資料をお目通し頂く会員の皆様も同様のご意見・ご質問をお持ちになるだろうと推察し、本稿の通りの補足説明を追記することを付帯条件として第 5 号議案を採決し、賛成の満場一致で可決した経緯です。

第 3 号議案 (2025 年度基本方針) の「会員が各々個別に思いを巡らせて本会の今後の着地点を模索する 1 年とする」は、本会を存続するのか？解散するのか？を熟考する期間を設けると言う意味であり、それは、2025 年度は本会が存続していると言うことになります。しかし、存続はしているが、運営に中心的に携わる会員達は精神的・肉体的に疲弊していて、現段階では具体的な事業計画を立案する余力がありません。

その折、今後に想いを馳せると、時間の経過とともに、疲弊した現状が薄れて、何かのきっかけで、本会の目的である「社会福祉法人コメットへの支援」や「地域福祉への貢献」に資する事業を実施しようと言う機運が高まることがあるかもしれません。また、会の関係者や関係団体の要望を受けて単発的に事業を実施したり協力したりすることもあるかもしれません。それらの度々に、収支予算審議の為の臨時総会を開催することは、会の現状から鑑みて現実的に困難です。

従いまして、必要に応じて開催される運営会議の意思決定で予算執行が可能になる状態にすることが円滑であると考えて、具体的な事業が不明確にも関わらず、収支予算書は具体的な予算金額を上程し、可決頂いた次第です。

本会が、存続するかもしれないし、解散するかもしれない・・・と言う曖昧な状態は、望ましい状態とは言えませんが、その「着地点を模索する 1 年とする」為に、中心的に携わる会員の活動を拘束せずに、会の運営の自由度を高めたいと言うことです。

既に可決している議案ではありますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

また、第 4 号議案として「コメット友の会 - 会則の一部変更」が上程され、賛成の満場一致で可決したことも報告申し上げます。

このことは、昨年 12 月に本総会開催のご案内葉書にて告知をさせて頂きましたが、「会費納入による会員制」から「会費を徴収しない会員制」に移行することを因果に「第 4 条 - 会員 -1 項」から会費納入の文言を削除しました。その様なことで、本年度以降は会費徴収をしないことをご承知おき下さい。

以上、よろしくお願い申し上げます。

境川クリーンアップ作戦
今年の開催日は９月 28 日です！

境川クリーンアップ作戦実行委員会　近本 明
（実行委員会事務局は「友の会」気付）

いつも境川クリーンアップ作戦にご協力いただきありがとうございます。 昨年は熱中症対策で秋の 10 月にずらして実施しましたが、今年は 9 月に開催します。

実施予定日：2025 年 9 月 28 日 (日)
午前 9 時から
会　場：　原町田の親水広場会場他

今年もご協力よろしくお願い致します。 ご不明な点は実行委員会事務局までお問い合わせください。 よろしくお願い致します。

コメット友の会　第 25 回総会資料 (簡易版)

日時：2025 年 1 月 27 日　会場：コメット会館 5 階多目的ホール

第 1 号議案　2024 年度事業実施報告書

1.16　運営会議
1.24　第 24 回総会
2.26　運営会議
4.24　運営会議
5.14　きらきら通信 39 号発行
6.26　運営会議
8.30　運営会議
10.22　運営会議
2025.1.14 事務局会議

第 2 号議案　2024 年度　収支決算報告書

(収入)

科目	予算額	収入済額	備考
会費	80,000	58,000	23 件
事業収入	40,000	103,500	会館使用料
寄付金	5,000	0	
雑収入	1,000	0	
前期繰越金	725,050	725,050	
合計	851,050	886,550	

(支出)

科目	予算額	支出額	備考
事業費	40,000		
通信運搬費	40,000	9,833	振込手数料、通信費
印刷製本費	40,000	9,900	きらきら通信他
事務費	10,000	330	
予備費	20,000	0	
法人支援等積立金	551,050	600,000	普通預金に積み立て
小計	701,050	620,063	
繰越金	150,000	266,487	
合計	851,050	886,550	

上記の通り、2024 年度の収支決算を報告致します。

会 計　小川 誓順

第 3 号議案　コメット友の会 2025 年度基本方針

【方針】

本年は、通信等やイベント等の事業は計画として定めず、運営会議の予定も決めずに、会員が各々個別に思いを巡らせて本会の今後の着地点を模索する 1 年とする。ただし、外部の関係者が行われないと窮してしまう事業は継続し、自然発生的に招集要望があった場合は、必要に応じて運営会議を開催する。

前述を因果として、今までの「会費納入による会員制」から「会費を徴収しない会員制」に移行する。会費納入者が、会費に対する受益を得られない状況になるからである。

【背景】

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと法律が改正された後の 2014 年度より、社会福祉法人コメット (以下、法人と略す) が置かれる環境や運営形態が大きく変化したことを受けて、その変化に伴い、コメット友の会 (以下、友の会と略す) の在り方・役割を再考すべく議論を重ねた時期を経て、2020 年度後半に「当会の広報紙 - きらきら通信 - を刷新し活動の基軸にしよう」という着想が発せられた。「広報紙発行を活動の基軸にする」と言う事業計画が 2021 年度総会で承認されたことを受けて、昨年 2024 年度まで刷新された広報紙が精力的に編集発行されてきた。

その流れの中で、運営会議や広報紙編集に携わる会員が、高齢化や離脱者が出たこと等の事由もあり、運営や編集に関する活動の精神的・肉体的な負担感が増し、疲弊する状況となってきた。

本来、会とは、会を組織する根拠となる目的が先にあり、その目的を達成す為に具体的な方法 (事業計画等) が導き出されるものだが、いつの日 (恐らく法律改正の時期辺り) からか、組織を持続させることそのものが目的化してしまったのではないだろうか。

もちろん、本会は「法人への支援及び地域福祉への貢献」と言う明確な目的があるのだが、迷子になった子どもが、親に会いたい一心で、一生懸命に親を探す行動しているうちに、なかなか会える方法が見つからずに疲れ果て、お腹がすいて、その場に伏してしまう･･･そんな感じだろうか。

その折、ボランティア活動である本会を、それほどまでに疲弊して存続する意味があるのか？意味がないなら本会を解散したらどうかと言う意見も出されたが、対外・対内の関係者との絡みもある中で、いきなり解散は拙速であり、存続なのか？解散なのか？を熟考する期間を設けるのが適策であるという意見が多勢を占め、冒頭の方針となった背景である。

この方針は、当時、「本年を起点とし一定期間 (1~2 年程度)」やってみようとのことだったが、今回は「本年の方針」とし、会が存続する以上は必須となる総会を来年も開催する必要があるので、その総会開催準備を始める時期に改めて意見交換したいと考える。

2025 年 01 月 27 日

第 4 号議案　コメット友の会会則（略）

第 5 号議案　2025 年度事業計画・収支予算

事業計画　(自)2025 年 1 月 1 日 ~ (至)12 月 31 日

基本方針を受けて以下のとおりとする

イベント等 : 特に定めず

通信発行等 ; 特に定めず

会議等 : 総会年 1 回

運営会議 必要に応じて随時開催

その他 : コメット会館多目的ホールの貸し出し管理

収支予算

(収入)　　(支出)

科目	予算額	科目	予算額	備考
会 費	0	事業費支出	40,000	
事業収入	80,000	通信運搬費	40,000	
寄付金収入	10,000	印刷製本費	40,000	
雑収入	1,000	事務費	10,000	
		予備費	20,000	
前期繰越金	266,487	次期繰越金	207,487	
合　計	357,487	合　計	357,487	

就労定着支援事業　　職員インタビュー

2025/2/28

４年前に開始した就労定着支援事業の職員 K.N さん (勤務 11 年) にお聞きしました。就労に向けての「定着」と「支援」の二つの業務を、大らかな人柄と経験、バランス感覚のもと軽やかにこなしている N さんでした。なお、紙幅の都合による言葉使いの簡素化をお許し下さい。

Q: 就労定着支援事業とはどのような仕事ですか？「就労」と「定着」を段階を追っての支援ですか？

A: 通常の就労定着支援事業は就労後 6 か月後からの支援を行っていますが、当法人コメットでは日中活動 (コメット各事業所に通所して) での「就労支援」から就労後の「定着支援」までを就労支援専門員 (編注 : N さん) が一貫しで支援をしている。定着支援の業務としては就労生活が安定して送れるように定期面談 (1/M) や企業訪問を行い、本人や企業の困りごとを一緒に考えサポートをする。また毎週金曜日に本人からメールを貰い、現状把握をし必要に応じてアクションを起こす (サポートをする) 企業が本人の生活面や対人面でのトラブルなどを直接本人に伝えずらい場合もある。

Q: 対象者は「コメット」の利用者のみですが、就労先をどのようにして探し紹介するのですか？

A: 就労支援は就職の斡旋はせず、本人と一緒にハローワークで求人票から探す。公的機関の体験実習会 (ex 東京しごと財団等) 等で就労先の情報を得たり、時には紹介を頂くこともある。又、卒業生が働く企業から求人情報を頂くこともあり、卒業生の実績が次の求人に繋がる場合もある。

Q: 事業の性格上、福祉関係者以外の一般社会との接点も多いのでしょうね？

A: 就労生活支援センターや、企業が主催する連絡会に参加し顔が見える関係性をつくるようにしている。

Q: コメット内の各事業所や利用者との関係や協力についてお話し下さい。

A: 日中活動 (事業所の) の職員からは就労希望者の支援で協力を得、日々の作業で就労に必要なスキルを習得するための声掛け等の協力をして頂いている。利用者との関係では、就労希望者向けに就労プログラムを月に一回実施し、体調管理や就職活動に必要なスキルを座学でお伝えてしている (ex 薬剤師による薬の話等) また、事業所の定期面談に同席し就労に向けてのステップアップの話をさせて頂いている。

Q: 就労と定着への支援は平均どの位の期間を要しますか？「支援の終結」はどのようになされますか？

A: 数年 (支援を始めて) で就労された方は日中活動利用歴が 4 年前後の方が多い。就労定着支援は期限が決まっている為、就労後 6 か月後から 3 年間支援をしている。満期終了後は地域の就労生活支援センターに引き継いでいる。まれに引き継げないケースもあるが、企業が支援者を必要としている面もあり、ほぼ引き継げている。

Q: 担当職員としては経験やスキルを要求され、ご苦労も多いでしょう。職員体制などもお聞かせ下さい。

A: 現状の障がい者雇用の動向や法律改正等の情報はいつでも耳に入るよう連絡会などには定期的に参加している。また 2023 年度に訪問型ジョブコーチ養成研修を受講させて頂いた。就労担当としては現状一名で対応しているが、法人事務局には法律面のフォローや請求事務、各事業所の職員からは面談や情報の共有等の協力を得て助かっている。一方、担当になり 4 年が経過した。以前の就労移行だった頃を知っている職員が少なくなってきているので、就労の一連の流れを知っている職員がもっといてくれたなら、と感じることもある。

Q: 個人的なことをお尋ねします。コメットへの就労の契機、仕事の面白さや苦労、ストレス解消・リフレッシュ法などをお聞かせ下さい。

A: 大学の同期から紹介され産休補充で入った。利用者さんの就職が決まった時はこの仕事をしていて良かったと思う。また定着終了した OB・OG の方が近況報告をしに来てくれると自分も頑張ろうという気持ちになる。反面、就職を諦めざるをえない環境や、頑張っても就労に繋がらない時、体調を大きく崩された時はもっと何か支援が出来たのではと思うことはある。仕事のストレスついては、私は自分の気持ちを外に向かっ表現し、裏表がないタイプなのでバランスを保っているのかもしれない。週末の子供の野球の応援や、好きな香りのオイルマッサージでリフレッシュしている。気持の不調は身体に出やすいので自分のケアをするこも大事。

（聞き手・まとめ：新井）

コメット友の会は会費制ではなくなりました

これまで皆さま、会員からの会費に支えられて来ましたが、総会の報告にもありますように、会費制では無くなりました。これからは下記の友の会口座に振り込まれたお金は寄付・カンパとして、総会では特に定めてはいませんが、不定期な情報発信も含め、今後の活動に有効に活用させていただきます。

郵便振替　口座番号 00190-6-684618
　　名義　コメット友の会
銀行振込　ゆうちょ銀行　店番 019
　当座預金　0684618　コメットトモノカイ

町田市町田地域障がい者支援センター　　職員インタビュー

2025/2/25

市の委託事業である「町田市町田地域障がい者支援センター」(2016 年開始) 職員の Y.M さん (勤務約 17 年) を訪ねました。経験と知識を駆使して市民の相談と支援に携わる M さんの姿をとうして、事業の一端をお伝えできれば幸いです。なお紙幅の都合による言葉使いの簡素化をお許し下さい。

Q: どのような仕事ですか？ 町田地域の範囲についてもお聞きします。

A: 市役所の障がい福祉課で行っている業務の中で「福祉サービス受理の決定」以外の、障がいに関する相談や手続きを担当。相談者の「受理」に役立つための情報を集め、「業務手引き書」をもとに書類を作成し市へ提供する。申請の権利は相談者本人にあり、もしも市が不受理とする場合は法的根拠にもとずき説明を行うが、本人の納得を得られないこともあり、市と本人の板挟みとなることもある。法人内外でも仕事内容を理解してもらうことの難しさを感じる。市内に 5 カ所の同センターがあり「町田地域」の範囲は原町田、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台 1、2 丁目。

Q: 法人「コメット」の他の事業 (自主事業) との違いは？

A: 立場・支援の仕方や対象者や市民との接し方など委託事業なので自分達で何かを作りだすことは殆どない。中立・公平を心がけているので、コメットの職員であっても、時にはコメットの不利になるような立場をとらざるを得ないこともある。本人の希望がコメットの「原町田スクエア」の利用でも、条件的に無理なら他の複数の事業所を提示する。又それらの事業所の見学に同行することもある。

Q: 法人内外との連携をどのように図っていますか？、福祉も様々な分野 (高齢・身障・知的・精神など) があり、また医療・保健・福祉の役割の違いなどの難しさはありませんか？

A: 福祉サービス利用を希望する方を中心にし連携が成り立っている。但し基となる法律が違う。障害者総合支援法と介護保険法や医療関係の法律などとの考え方の違いが如実に出るので戸惑うことがある。高齢者の福祉と障がい者のそれを比べてもサービス利用に関するスピード感が違う。高齢者福祉は早いが障がい者の場合、本人の納得を待ちゆっくり進める。掃除を例にとっても特に精神障がいの場合、ヘルパーは本人と一緒にやることが大事。(介護保険は短時間のサービスでやる) 総合支援法は良くも悪くも大らか。また児童福祉の場合は児童のみではなく養育環境としての世帯全体をみる。例えば子は児童福祉法、親は障がい者福祉法の対象としての福祉サービスの利用もある。

Q:「相談」を受けた後継続して支援をするのですか？或いは、実際のサービス機関等への繋ぎで終了ですか？

A:「終了」はない。相談回数などの支援する量は減ることはあるが、他機関へ引き継いだ後も必要であれば支援を行う。

Q:「相談」は電話や来所などですね。他機関からの紹介などはありますか？

A: 他機関からの問い合わせはあるが紹介という形ではないと思う。しかし、他機関から当センターの職員への同行依頼もある (事業所利用などに際して)。本人が障がいを自覚していない場合、支援者が必要と思っても、(本人が) サービスの利用の必要性も感じず導入が難しい。本人の自覚と認識を待つこともある。高齢者の場合「介入」もあるのだが・・・相談内容は手帳等の申請、福祉サービス利用、健康・医療、不安解消や情緒安定に関することなど多岐にわたる。

Q: 職員体制についてお聞きします

A: 常勤 3 人 (他業務と兼務) 非常勤 6 人 (内 1 人は手話通訳士、1 人は他業務と兼務)

Q: 個人的なことをお尋ねします。コメットへの就職の契機、仕事の面白さや苦労、リフレッシュ法など。

A: 就職のきっかけは、学生時代にトマトハウスの実習を 1 ヶ月行い、とても楽しかったこと。工夫のし甲斐があることが仕事の面白さ。一方、人手不足や町田市の財政事情による資金不足などから、自分の工夫や考え方ではどうにもならない事もある。また、「支援法」に基づく支援だけでは不十分である。支援について考えることにストレスを感じない。自分の人生ではない、という一線を引いた感覚がある。対人関係に携わる人はクリエイティブな作業でバランスがとれると思う。バックや袋物などの布製品をつくり、知人にプレゼントをしている。

（聞き手・まとめ：新井）